

令和5年8月30日会議提出議案一覧表

議案第15号	令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）
議案第16号	令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第17号	令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第18号	鳥羽市印鑑条例の一部改正について
議案第19号	鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第20号	鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第21号	令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号	令和4年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
報告第4号	令和4年度鳥羽市健全化判断比率の報告について
報告第5号	令和4年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第6号	令和4年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
報告第7号	令和4年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について
報告第8号	一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

令和5年8月30日会議提出議案概要

議案第15号 令和5年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）

議案第16号 令和5年度鳥羽市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第17号 令和5年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）

（別紙の補正予算の概要を参照）

議案第18号 鳥羽市印鑑条例の一部改正について

（市民課）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への登載が可能となったため、所要の改正を行う。

<内容>

利用者証明用電子証明書を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改正するとともに、スマートフォン（移動端末設備）の規定を加える。

なお、コンビニ交付サービスでの利用開始時期が確定していないことから、施行期日は1年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

議案第19号 鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（生涯学習課）

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<内容>

博物館法の一部改正に伴い条項ずれが生じたことから、引用条項を整理する。

議案第20号 鳥羽市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

（生涯学習課）

鳥羽中央公園に芝生広場を整備すること等に伴い、鳥羽市民体育館及び鳥羽中央公園多目的グラウンドの利用料金について、所要の改正を行う。

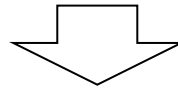
<内容>

○鳥羽市民体育館サブアリーナの利用料金（1時間あたり）

- ・全体の区分を削る。
- ・舞台を屋内ステージへ改正する。
- ・屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備含む）を追加する。

【改正前】

営利又は宣伝を直接目的としない場合	全 体	1,500
	フロア	1,000
	舞 台	500
営利又は宣伝を直接目的とする場合	全 体	15,000
	フロア	10,000
	舞 台	5,000



【改正後】

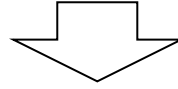
営利又は宣伝を直接目的としない場合	フロア	1,000
	屋内ステージ	500
	屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備含む）	500
営利又は宣伝を直接目的とする場合	フロア	10,000
	屋内ステージ	5,000
	屋外ステージ（壁面スクリーン及び付帯照明設備含む）	5,000

○鳥羽中央公園多目的グラウンドの利用料金

- ・面積変更に伴い全面使用のみとし、利用料金は半面相当とする。

【改正前】

入場料金等を徴収 しない場合	2 時間 につき	半 面	一般	1, 000 円
			小・中学校	500 円
		全 面	一般	2, 000 円
			小・中学校	1, 000 円
入場料金等を徴収 する場合	1 日につき			150, 000 円

**【改正後】**

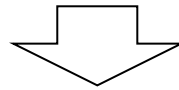
入場料金等を徴収しない場合	2時間につき	一般	1,000 円
		小・中学校	500 円
入場料金等を徴収する場合	1日につき		150,000 円

○鳥羽市民体育館冷暖房利用料金（1時間あたり）

- ・全体の区分を削る。
- ・舞台を屋内ステージへ改正する。

【改正前】

サブアリーナ	全 体	2,100
	フロア	1,400
	舞 台	700

**【改正後】**

サブアリーナ	フロア	1,400
	屋内ステージ	700

○施行期日 令和6年4月1日

議案第21号 令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
（水道課）

令和4年度に生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

<内容>

令和4年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金3億706万1,695円のうち5,604万7,147円を減債積立金に、5,000万円を建設改良積立金に積み立て、2億101万4,548円を自己資本金に組み入れる。

認定第 1 号 令和4年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
(企画財政課)

令和4年度における本市の一般会計及び特別会計の決算について監査委員の審査に付したので、その意見を付けて議会の承認を求める。

(単位：千円)

会計区分		歳入	歳出	翌年度繰越財源	実質収支
一般会計		13,599,950	12,971,925	7,295	620,730
特別会計	国民健康保険事業	2,812,953	2,746,082		66,871
	介護保険事業	2,790,702	2,754,413		36,289
	定期航路事業	784,917	784,916		1
	特定環境保全公共下水道事業	153,574	153,213	360	1
	後期高齢者医療	541,613	536,218		5,395
合計（一般＋特別）		20,683,709	19,946,767	7,655	729,287

認定第 2 号 令和4年度鳥羽市水道事業会計決算認定について
(水道課)

(1) 収益的収入及び支出 (単位：千円)

収入決算額	1,181,688
支出決算額	1,047,850
差 引	133,838
当年度純利益	106,047 (損益計算書より)

(2) 資本的収入及び支出

収入決算額	237,069
支出決算額	539,240
差 引	△302,171
<補てん財源>	
当年度分消費税及び地方	
消費税資本的収支調整額	27,706
過年度分損益勘定留保資金	73,450
減債積立金	166,015
建設改良積立金	35,000

報告第 4 号 令和 4 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

(企画財政課)

- ・実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・連結実質赤字比率 ー% (黒字のため)
- ・実質公債費比率 7.9%
- ・将来負担比率 10.4%

報告第 5 号 令和 4 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について

(定期船課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 6 号 令和 4 年度鳥羽市特定環境保全公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

(水道課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 7 号 令和 4 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

(水道課)

ー % (資金不足額が生じないため)

報告第 8 号 一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

(別紙の各予算書・決算書を参照)